

号外第4 (令和7年2月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
<b>[条例]</b>	
△ 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例【こども青少年局保育・教育支援課】	3
△ 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局こどもの権利擁護課】	13
△ 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例【総務局労務課】	24
△ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	27
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	28
△ 横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済局企業投資促進課】	29
△ 横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】	30
△ 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	31
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	32
△ 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局環境施設課】	34
△ 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	37
△ 横浜市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	38
△ 横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局健康推進課】	39
△ 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局生活支援課】	40
△ 横浜市中心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害自立支援課】	43
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	45
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	46
△ 横浜市会個人情報情報の保護に関する条例の一部を改正する条例【議会局総務課】	47

## 横浜市条例第3号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例  
等の一部を改正する条例

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和31年12月横浜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3号及び第4号並びに第2条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市退職手当条例の一部改正)

第2条 横浜市退職手当条例(昭和24年8月横浜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第11条の5第1項第1号及び第5項第2号、第11条の6の見出し及び同条第1項第1号、第11条の7第1項第1号並びに第11条の9第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和24年8月横浜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第12条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条第1項中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第2号本文中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「言い渡し」を「言渡し」に、「取り消し」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改める。

(横浜市中心卸売市場条例の一部改正)

第4条 横浜市中心卸売市場条例(令和元年12月横浜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項第5号イ、第20条第4項第2号、第26条第5項第4号イ及び第37条第4項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第159条から第161条の2までの規定中「懲役」を「拘禁刑」

に改める。

(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正)

第7条 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市屋外広告物条例の一部改正)

第8条 横浜市屋外広告物条例(平成23年3月横浜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防表彰条例の一部改正)

第9条 横浜市消防表彰条例(昭和23年10月横浜市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第10条 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和26年12月横浜市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第4条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第5条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第11条 横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年6月横浜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第6条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例

による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年2月横浜市条例第9号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑のうち刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）は、長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項において「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（横浜市退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の横浜市退職手当条例第11条の5第1項及び第5項、第11条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）、第11条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第11条の9第4項並びに横浜市退職手当条例第11条の9第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。